

2023年09月22日

# 意見陳述書

控訴人 市場 恵子

職業：社会心理学講師・心理カウンセラー

## 1. 自己紹介

私は1951年広島県生まれ。現在72歳。5歳から高3まで6人の孫がいます。

仕事は、大学や看護専門学校で社会心理学やジェンダー論を講じてきました。行政の相談機関では心理相談やスーパービジョンを担当。県内外で人権に関する講演や研修の講師も務めています。

振り返れば、高2の夏、校内で「ベトナム反戦集会」がありました。米軍の空爆によって傷つき、殺された子どもたちの痛ましい姿。それを「黙認」している私も「加害」の一端を担っていると気づきました。

1969年、大学へ進学。キャンパスには「安保反対」「佐藤訪米阻止」などの立看板が並び、先輩たちが学内デモや集会を開いていました。バリケード封鎖で授業が行われなかった半年間、学友と政治や社会について語り合い、平和や環境への意識を高めていきました。

卒業後、結婚し、岡山市民になりました。当時、公害が大きな社会問題となり、被害者が裁判で国や企業を訴え、闘っておられました。農薬や化学肥料、合成洗剤による健康被害、土壌や水質汚染が警告されるようになり、私も子どもを生き育てながら、平和や人権、自然環境を守る市民運動に「自分ゴト」として携わってきました。

## 2. 戦時性暴力被害者との出会い

1991年、韓国の戦時性暴力被害者の証言を聴き、悲しみと憤りを覚えました。戦争中、日本軍が「慰安所」を設け、女性たちに兵士の相手をさせていたのです。また、中国の山西省では、駐屯した部隊が村から女性たちを宿舎に連れて行き、輪姦・強姦を繰り返していました。被害女性たちの証言は胸をえぐるようなものばかり。過去のトラウマからPTSDを発症している女性たちも多くおられます。

戦争が起きれば、非戦闘員である女性や子ども、高齢者や病気・障がいのある人たちが甚大な被害を受けます。二度とこんな悲劇を繰り返さないよう、「不断の努力」によって平和や人権が守られる世界を創っていかねばと思うのです。

### 3. 安保法制に対する思い

ところが、安倍政権のもとで、2013年「特定秘密保護法」、2014年「集団的自衛権」の閣議決定、2015年には「安全保障関連法制（安保法）」が強行採決され、「戦争できる国」への道が一気に開かれてしまいました。他国軍（主に米軍）への後方支援や戦地への派遣など、自衛隊の活動は飛躍的に拡大。武器輸出を「防衛装備移転」、先制攻撃能力を「敵基地反撃能力」と言い換え、憲法9条や「専守防衛」を大きく逸脱するような流れに歯止めがかかりません。おまけにここへきて、防衛予算の倍増です。

憲法99条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と謳っています。弁護士の楡大樹さんは『檻の中のライオン』（かがわ出版／2016年）で、為政者（ライオン）の独裁を許さないために憲法（檻）があると説明。集団的自衛権を認める安保法制は、まさに政権与党が「檻」を破って、国民の了解も得ず、憲法を捻じ曲げてしまった由々しき事態です。「国民が監督を怠れば、治者は盗を為す」（田中正造）。容認するわけにはいきません。

### 4. 「人格権」の侵害

私たちの国は戦後 78 年間、戦争をしてきませんでした。それは不戦を掲げた「日本国憲法」と、平和を守りたいという国民の強い願いがあったからです。しかし、これからは何が起きるかわかりません。集団的自衛権や安保法制によって「抑止」が解かれ、この間に「軍備」が増強され続けているからです。

CAP（子どもへの暴力防止）では、誰もが生まれながらに「安心・自信・自由」の権利をもっていると子どもたちに教えています。暴力は人の権利を奪います。戦争はその最たるものです。

ロシアのウクライナ侵攻では多くの命が奪われ、今も戦争を止めることができていません。どんな理由があろうと戦争を始めてはなりません。戦争は人々の命や暮らし、夢や希望、「安心・自信・自由」の権利を根こそぎ奪う「絶対悪」です。「台湾有事」に備えて軍備を増強するなど、もつてのほか。南の島に住む人たちを犠牲にしてはなりません。

石川県在住の水野スウさんが作られた「憲法 13 条のうた」には、次のような語りがあります。「わたしはほかの誰ともとりかえがきかない。わたしは幸せを追い求めていい。わたしはわたしを大切に思っていていい。あなたもあなたを大切に思っていていい。その大切さは行ったり来たり。でないと平和は成り立たない」

私は東アジアの国々と友好的な関係を育み、世界の人たちと手を携えて「平和に生きる権利」を日々実践していきたい。しかし、集団的自衛権、安保法制、自衛隊の海外派遣、南西諸島への自衛隊増強、沖縄辺野古への新基地建設は、私の「人格権」を侵害し、悲しみと怒りでいっぱいです。私の「人格権」の核をなす「安心・自信・自由」を取り戻し、孫世代へ「平和憲法」を確かに手渡していきたいと切に願って、意見を述べさせていただきました。

裁判所、および裁判官が、時の政権から支配を受けず、独立して「法の守り手」に徹して下さることを心より願っています。

以上